

第2部 第1 情報環境の整備

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
インターネットなどで届出・申請ができる手続の種類	27種類	31種類	35種類	39種類

電子的に手続き可能な届出・申請の数値です。東京都の電子申請サービス及び電子調達サービスや市のホームページから直接申し込みができる手続きの他、全国に先駆けてスタートしたコンビニエンス・ストアにおける証明書発行などを加え、平成22年度には27種類となっています。今後も、費用対効果を考慮しながら順次拡大を図ります。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
市ホームページのアクセス数	2,274,948件	2,500,000件	2,750,000件	3,000,000件

市政情報の電子化と情報提供の状況を示す数値です。今後も各課が所有するデータや審議会の議事録などの市政情報や緊急情報等の迅速な提供を行うとともに、ウェブアクセシビリティ(注1)に配慮した、より一層誰もが使いやすいホームページを目指します。

(注1)ウェブアクセシビリティ: Web を利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Web で提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できることです。

II 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 計画の策定と推進

(1)「地域情報化プラン2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「地域情報化プラン2022(仮称)」の策定と事業の推進
-----------------------------	--------------------------------

2 ICTを活用した安全・安心な生活環境の実現

(1) 防犯対策の充実・強化	※ ①青少年の携帯電話等の安全な利用の促進 ※ ②安全安心メールの普及促進 (「第3部 第3 安全安心のまちづくり」参照)
(2) 都市防災機能の高度化	◎ ①災害情報・被災者支援システムの構築 (「第3部 第4 災害に強いまちづくりの推進」参照) ※ ②通信手段の多重化と情報ネットワークの確立

3 ICTを活用した地域社会の活性化の促進

(1) ICTを活用した地域課題の解決	①ICTを活用した地域課題の解決
(2) 都市型産業の育成・支援	※ ①情報関連・コンテンツ事業者等の集積の推進 (「第2部 第3 都市型産業の育成」参照)
(3) 人財育成と就業の支援	※ ①ICT人財の育成
(4) 移動における利便性の向上	※ ①移動支援システム等の検討
(5) 地域コミュニティにおけるICTを利用した情報交流の充実	◎ ①地域SNS等の普及促進と運用体制の充実

4 ICTを活用した魅力ある教育・生涯学習の推進

(1) 学校教育におけるICT利用環境の整備と利用	◎ ①学校教育におけるICT利用環境の整備と活用 (「第6部 第3 魅力ある教育の推進」参照)
---------------------------	--

(2)コミュニティ・スクールにおける情報交流の充実	※ ①学校・家庭・地域間の連携の推進 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照)
(3)生涯学習における情報提供等の充実	◎ ①三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進 (「第7部－第1 生涯学習の推進」参照)
(4)図書館の利便性の向上	◎ ①図書館資料のデジタル化と図書館システムの更新 (「第7部－第1 2図書館活動」参照)

5 情報提供の充実と行政手続の利便性の向上

(1)市政情報の提供の充実・情報バリアフリー化	※ ①市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の多様化
	※ ②学校・学園ホームページの拡充とウェブアクセシビリティの向上 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照)
	※ ③市ホームページのウェブアクセシビリティの向上
	※ ④広報紙、ホームページ等による情報提供の充実 (「第8部－第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照)
	※ ⑤情報格差の是正
(2)総合窓口体制の充実・強化	※ ①FAQシステムにおける市民満足度の向上
	※ ②ワンストップサービスの充実
(3)行政手続の電子化の促進	◎ ①電子申請・電子調達システムの拡充
	※ ②住民基本台帳ネットワークシステムの運用
	※ ③住民基本台帳カードの活用の検討

6 地域情報化を支える基盤の整備

(1)ICT 基盤の整備の促進	※ ①情報化に対応した個人情報保護制度の見直し
	②地上デジタル放送移行への対応
	③CATV の普及促進
(2)行政内部の電子化・情報化	◎ ①広域的な共同開発・共同運営
	◎ ②庁内システムの再構築と最適化
	※ ③庁内LANの整備と活用
	※ ④統合型地理情報システム(GIS)の利用の促進
	※ ⑤社会保障・税番号制度(共通番号制度)への適切な対応
	⑥総合行政ネットワークの活用
(3)情報セキュリティの確保	※ ①情報セキュリティマネジメントシステムの運用
	※ ②不正アクセス(情報利用・入手)・情報漏えい防止対策の強化
	※ ③システム認証基盤の整備
	※ ④インターネット等の適正な利用のガイドラインの策定
(4)事業継続	◎ ①ICT事業継続計画に基づく事業継続の確保

7 推進体制の整備

(1)地域情報化推進体制の整備	◎ ①地域情報化の推進体制の整備
(2)民間活力の活用	※ ①情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進 (「第2－第3 都市型産業の育成」参照)
	②(株)まちづくり三鷹との連携強化

Ⅲ 主要事業

1－(1)－①「地域情報化プラン 2022(仮称)」の策定と推進

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針(注2)を改定し、「地域情報化プラン 2022(仮称)」を策定し推進します。計画の策定及び推進にあたっては、日々進化しているICTの実情にあわせ、4年サイクルで

必要に応じた修正を加えます。また、「民学産公」の協働によるユビキタス・コミュニティ推進協議会を含めた市民意見を踏まえ計画を推進します。

(注2)ユビキタス (ubiquitous):ラテン語を語源とする英語で「どこでも」「あらゆるところに」という意味。日本では、国の「e-Japan 戦略」の後継戦略である「IT新改革戦略」において、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」が使える、情報格差のないICTインフラの整備を内容としたユビキタス化の推進がうたわれています。

3-(5)-① 地域 SNS(注3)等の普及促進と運用体制の充実

構築から運用段階に入っている地域 SNS(ポキネット)の利用拡充を図ります。子育てに関するコミュニティ「かきしぶ」と同様な、高齢者や障がい者などの情報共有(電子会議)や地域の口コミ情報の発信の場としての活用を検討するとともに、災害時における連絡手段としての活用についても、訓練等を通じて推進します。

(注3)SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス):新たな友人関係を広げることを目的に、参加者が互いに友人を紹介し合い、友人の関係、個人の興味・嗜好等を登録していくコミュニティ型のウェブサイトのことです。

5-(3)-① 電子申請・電子調達システムの拡充

東京電子自治体共同運営サービスを利用した電子申請サービス及び電子調達サービスの他、ホームページから直接申し込みができる各種申請・届出や証明書の交付などの行政手続きの電子化を推進します。電子申請を拡充していくにあたっては、添付資料の省略など業務手順の見直しを含めた検討を進めるとともに、国等に要望を行います。

6-(2)-① 広域的な共同開発・共同運営

6-(2)-② 庁内システムの再構築と最適化

国が進めている自治体クラウドサービス(注4)など、複数の自治体が共同で情報システムを開発や運営する仕組みを取り入れることを検討するとともに、オープンソースソフトウェア(注5)の活用により、情報システムに係る経費の削減を推進します。また、全庁的な視点から、情報システム全体を見直し、行政事務の簡素化・効率化・合理化を検討し、費用対効果の改善を推進します。これらを通じて、行政改革の推進を図ります。

(注4)クラウドサービス:システム機器などを自治体が所有しシステムを構築するのではなく、インターネットを通じて提供されるサービスを利用する形態のことです。

(注5)オープンソースソフトウェア:システムの設計図にあたるソースコードを公開することによって、特定の事業者に限ることなくソフトウェアの改良を行うことが可能なソフトウェアあるいはプログラム言語のことです。

6-(4)-① ICT 事業継続計画に基づく事業継続の確保

災害時や非災害時(平常時)に、市の行政事務を行うために利用する情報システムが停止した場合でも、迅速に情報システムの復旧ができることを目的として平成 22 年度に作成した ICT 事業継続計画に基づいて、事業継続に向けた適正な運用や改善を実施し、行政運営への影響を最小限にとどめます。

7-(1)-① 地域情報化の推進体制の整備

平成 23 年度に策定する「地域情報化プラン 2022(仮称)」に基づき、「市民ニーズに適合した ICT サービスの提供」、「費用対効果の検証を裏付けとした ICT」、「情報セキュリティを確保した市民から信頼される ICT」の視点に立った検証を行うとともに、「民学産公」の協働によるユビキタス・コミュニティ推進協議会等による市民意見を踏まえた検討を行い、市民が三鷹市に求めている利便性の向上や安全安心、暮らしやすさ、三鷹らしさを実現してゆく手段としてのICTの活用とそれを支える推進体制の整備を図ります。

IV 推進事業

2-(1)-① 青少年の携帯電話等の安全な利用の促進

コミュニケーションツールとしての携帯電話等の安全な利用方法について、青少年やその保護者に対して情報リテラシー(注6)やマナーに関しての啓発や情報提供に関して検討します。実施にあたっては(株)まちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする「民学産公」の協働により行います。

(注6)情報リテラシー:リテラシーとは本来「識字力=文字を読み書きする能力」の意、情報リテラシーとは情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のことです。

2-(2)-② 通信手段の多重化と情報ネットワークの確立

災害時等、通信インフラの使用が困難な場合においても、被害状況等の情報収集や、市民への正確で迅速な情報提供を行えるよう、通信手段の多重化と情報ネットワークの確立を図ります。

3-(3)-① ICT 人財の育成

ICT人財の育成についての支援を行います。(株)まちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする民学産公の協働の取り組みにより、地域の人財育成に努めます。

3-(4)-① 移動支援システム等の検討

高齢者、障がい者等を対象とした、ICTを活用した移動支援システムは、携帯端末の進化・利用の拡大等により、国土交通省において実用性のあるシステムとして推進されており、これらの三鷹市内における導入を検討します。

5-(1)-① 市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の多様化

各課が所有する市政情報の電子化を過去の出版物に遡って促進するとともに、ホームページを利用した検索・閲覧等が可能な仕組みを検討します。

また、広報紙やホームページ以外の情報提供手段としてCATVとの連携やソーシャルメディアの活用を推進します。

5-(1)-③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上

各課が所有する基礎的なデータ、審議会等の議事録や議会情報、報道発表資料など、ホームページ等を積極的に活用し、迅速な情報提供を行います。また、ウェブアクセシビリティのJIS規格に基づいた「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、より一層誰もが使いやすいホームページを目指します。

5-(1)-⑤ 情報格差の是正

ICTを活用した市の情報提供が新たな情報格差を生むことがないよう、携帯情報端末等の情報機器の機能向上や普及を利用した、だれでも利用できるような情報リテラシーについての取り組みを(株)まちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする民学産公の協働により行います。

5-(2)-① FAQ システムにおける市民満足度の向上

統計機能の活用による市民アクセスの動向・満足度調査の結果分析を行い、掲載内容の検討や更新を行います。

5-(2)-② ワンストップサービスの充実

市民の利便性の向上と効率的な行政サービスを目指して整備してきたICTを活用した総合窓口機能について、さらなる検討を行い、ワンストップサービスの拡大・充実を図ります。

5-(3)-② 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

5-(3)-③ 住民基本台帳カードの活用の検討

情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、適正な運用を行います。住民基本台帳法の改正による外国人住民の住民基本台帳ネットワークシステムへの移行や、住民基本台帳カードを活用した証明書のコンビニ交付の対象を拡大します。

6-(1)-① 情報化に対応した個人情報保護制度の見直し

ICTの発達により地方自治体のみならず、民間や個人でのICTの活用が広まり、社会制度の変革も進んでいます。それに合わせて個人情報の利用や保管の形態も大きく変化していることから、情報化に対応した適切な個人情報の保護を図るために制度の見直しを進めます。

6-(2)-③ 庁内LANの整備と活用

6-(2)-④ 統合型地理情報システム(GIS)の利用の促進

市の業務の効率化を図るため、庁内LANの充実と最適化について検討します。また、統合型地理情報システム(GIS)の活用方法の拡充について検討し、適切な運用を行います。

6-(2)-⑤ 社会保障・税番号制度(共通番号制度)への適切な対応

国において、税、年金、医療、介護保険などの分野での活用を目指して「社会保障・税番号制度(共通番号制度)」の導入を検討しています。市としても、国の動向に注視し、「社会保障・税番号制度(共通番号制度)」の導入について、庁内での検討・調整及び市民への周知等適切な対応を図ります。

6-(3)-① 情報セキュリティマネジメントシステムの運用

6-(3)-② 不正アクセス(情報利用・入手)・情報漏えい防止対策の強化

6-(3)-④ インターネット等の適正な利用のガイドラインの策定

平成15年度より情報セキュリティの強化に努め、国際規格であるISO/IEC27001の認証を取得するとともに、その適正な運用と改善に努めてきました。今後は、認証取得と同等な運用を全庁的に展開するなど、職員の意識啓発を行うとともに、侵入防止や情報漏洩対策などシステムの強化を行い、さらなるセキュリティの向上に努めます。

また、インターネット等の適正な利用のガイドラインを策定します。

6-(3)-③ システム認証基盤の整備

庁内セキュリティ確保及び職員の出退勤の管理の観点から庁舎への入退室管理・職員証のICカード化等の導入について検討するとともに、市の情報資産を守るため、庁内ネットワークやセキュリティエリアにアクセスするための認証システムへの活用を検討します。

V 関連個別計画

- ・地域情報化プラン2022(仮称)
- ・ICT事業継続計画